

日本テレコム・ソフトバンクBB提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会(第1回) 資料
他事業者における光引込線の自前敷設に対する意見

2005/05/18_{wed}

日本テレコム株式会社
ソフトバンクBB株式会社

本検討会の趣旨は、そもそも接続料の変更にあたり他事業者も設備投資リスクを負うことになった経緯や、情報通信審議会接続委員会に於いてもその点について「他事業者が自ら引込線を敷設する選択肢を確保し、また、サービスベースの競争のみならず設備ベースの競争を促進することにより光ファイバサービスの一層の発展につながることを期待する」としていることから、光信号分岐端末回線を利用したBフレッツサービスと同等の条件での引込線敷設に当たりNTT東西と我々接続事業者の、求める内容の隔たりについて前向きに検討を行う場であると認識しております。

当グループにおける光引込線自前敷設に対する意見は以下のとおりです。

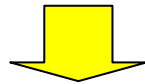
【要 旨】

- **光引込線自前敷設の必要性**
- **NTT東西Bフレッツサービスにおける事業展開の優位性**
- **公正な競争が可能となる環境作りに必要な条件、方法**

1. 光引込線自前敷設の必要性

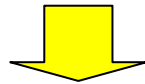
【FTTHサービスを提供する上での当グループの考え】

- ・ サービス展開の競争力を持つためにも自らの裁量で工事料金等の設定が可能な環境が必要
- ・ そのような環境の上で企業努力による設備コストの軽減、開通期間の短縮を図りたい



【シェアードアクセス方式の接続料金の改定での工事料化^{*1}の導入】

情報通信審議会接続委員会に於いて、NTT東西の設備投資リスクを軽減するため工事料化の導入を認める条件として「その設備投資リスクを負う他の事業者としても自ら引込線を敷設すること」も選択肢として確保された



【利用者負担の軽減を目的として】

- ・ 工事のために、利用者宅へ複数事業者が交互に立ち入ることを回避する
(POI点が入居者宅側にあるためNTTが引込工事を実施し、別に接続事業者が宅内工事を実施する必要がある)
- ・ 事業者自らの企業努力による引込線部分の工事費削減、サービス提供までの期間短縮を図る

【電気通信事業者として】

- ・ 引込線区間の整備を促進し、光ファイバサービスの発展に協力していく

*1: シェアードアクセス方式の接続料金等の改定にあたり①月額接続料として回収していた費用の一部を工事費として回収また、②解約等により引込線を撤去する場合には撤去費用と未償却残高を接続事業者が負担、の2点について、本資料中において「工事料化」という表現を使用。

2. NTT東西のBフレッツサービスにおける事業展開の優位性

■電柱上に1社独占のポイントを複数持つNTT東西の優位性

(他事業者との調整を必要とせずに敷設可能)

- ・一東化が発生することはないため、期間など計画どおり敷設可能
- ・保守、メンテナンスも自社のみので設備しか持たないため効率的に実施可能
- ・AOクロージャ内でPOI点を設ければ本来必要のないPOI-BOXの設置を、他事業者に負担させることにより自社設備に他事業者が介入しないような設備構成を取ることにも可能



(工事方法や使用部材、機器等について自社基準のみで運用可能)

- ・独占する複数のポイントを柔軟に使用することにより、自由な設備展開が可能

■ FTTH事業とは直接関係のない既存メタル設備を利用できるNTT東西の優位性

(既存メタル設備の支持線を共用することにより)

- ・新規に支持線を張る箇所が減り、建設コストが削減できる
- ・既存設備への追い張りという形態とることができ、電柱使用や道路占用などに係る手続きを基本的に省略できるため、非常に早い設備展開が可能
- ・道路占用料などの使用料においても、既存設備部分で支払っているため新たに引込線部分で負担することは少ない

■ 公社時代に独占的に整備した設備を流用できる優位性

- ・公社時代に独占的に整備したメタル設備を利用して、他の通信事業者との競合メニューを有利に展開できる状況である

NTT東西は、一般事業者に比べ事業展開を有利に進めることができ

公正な競争ができる環境ではない

3. 公正な競争が可能となる環境作りに必要な条件、方法

【条件】

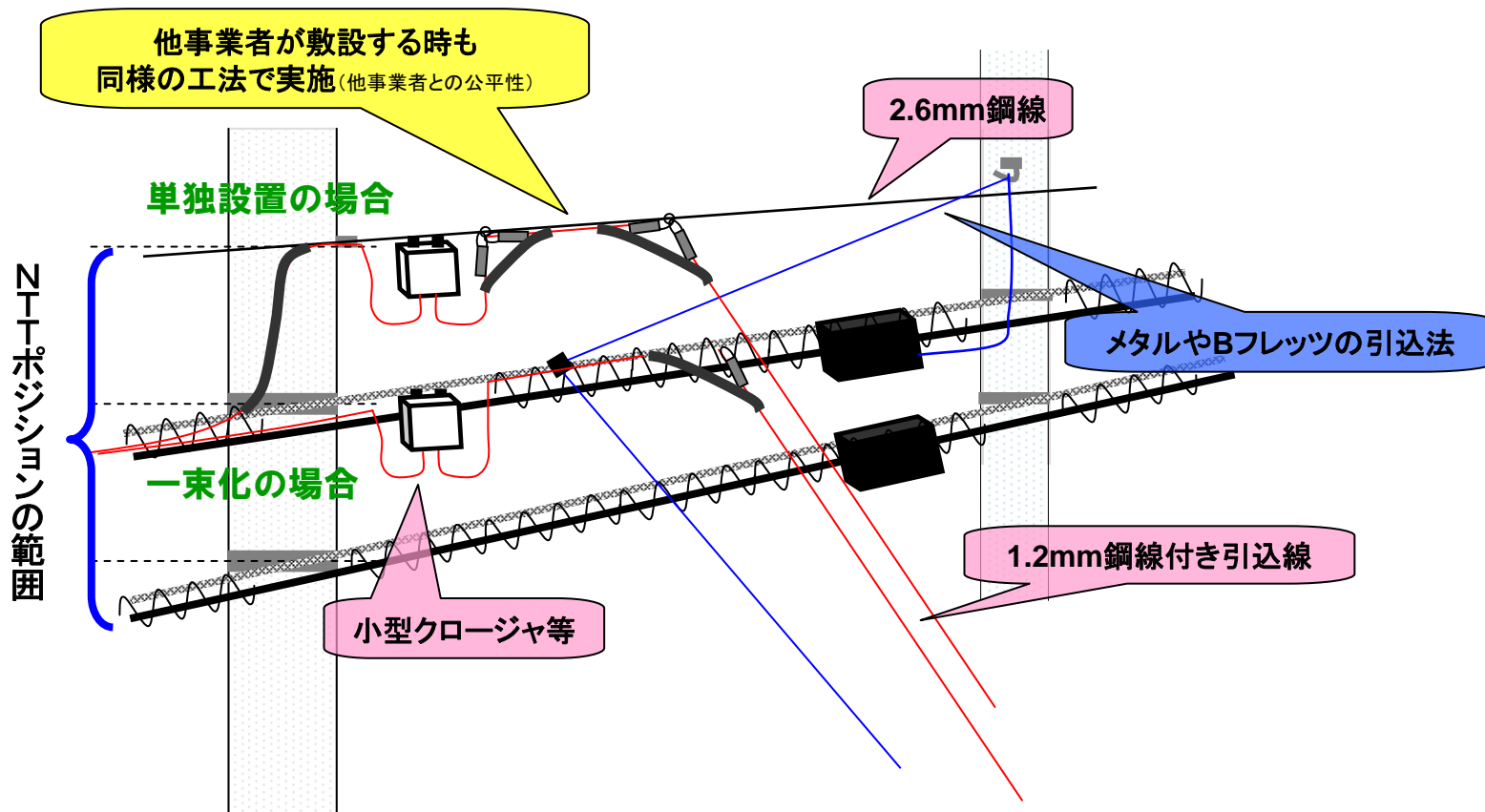
Bフレッツと同等の手続きにより
Bフレッツと同等の使用料負担で
Bフレッツと同等の開通期間での
サービス提供が可能な状態になること

【方法】

NTT主端末回線を利用した他事業者による引込線敷設に対し、主端末回線を持たない事業者の引込線敷設における、新たなルール作りが必要

- a. 一般ポイントの空きの有無に関係なく、NTTポジション内で新たなポイントおよび一東化のポイントが確保され、かつ他事業者にその利用の選択肢があること
- b. 電柱使用料並びに道路占用料の負担の額がBフレッツと比べて同等であること
- c. 光ファイバ芯の分岐が自由に行えるようにし、設備稼働効率を上げることが事業者の裁量で可能な状態であること
- d. 引込線敷設工事が可能となるまでの電柱使用に係わる手続き全般が、Bフレッツと比べて同等であること
- e. NTT柱ならびに電力柱の区別なく同様の扱いとなること

a. 一般ポイントの空きの有無に関係なくNTTポジション内で引込線敷設場所を確保



- ・Bフレッツとの公平性が担保できるように、単独設置もしくは一束化による工法を他事業者が選択しながら敷設できるようにすることが必要と考えます。
- ・また、外販許諾品以外の物品の使用や、他事業者の提案する新たな工法などが柔軟に取り入れられることが可能な環境が必要と考えます。

b. 電柱使用料並びに道路占用料の負担額がBフレッツと比べて同等

使用料に関し、Bフレッツのユーザーが直接負担している金額と、今回の光引込線自前工事によりBフレッツユーザーの代わりとなる、接続事業者のユーザーが直接負担することとなる金額が同等となることが必要と考えます。

例えば道路占用料で見た場合、電気通信事業の引込線については条例によって減免となる自治体が多いが、それは原則的には既存の幹線(縦断)設備により道路占用料を支払っていることが前提となっていると考えられます。

NTTのBフレッツサービスは既存のメタル設備を共用していることからメタル設備で縦断部分の占用料を支払っており、よってBフレッツの引込線については減免ということであれば、既存設備を持たない通信事業者の光引込線に道路占用料が課せられた場合、競合メニューであるBフレッツとの公平性が保てないこととなります。

c. 光ファイバ芯の分岐による設備効率アップと提供料金の軽減

シェアドアクセス方式で提供される光ファイバ芯を我々事業者が自由に分岐して敷設できるようにすることにより設備稼働効率が上がり、よってお客様へのサービス提供料金も下がるものと考えられます。

企業努力によるユーザーへの負担額の軽減を妨げるような敷設環境があってはならないと考えます。

d. 引込線敷設工事が可能となるまでの電柱使用に係わる手続き全般が、Bフレッツと比べて同等であること

最終的に、電柱の使用申し込みから工事可能になるまでの期間が、Bフレッツと同等になるのであれば強度計算等が発生しても良く、そのような処理が迅速に行えるようなシステム作りが必要と考えます。

e. NTT柱ならびに電力柱の区別なく同様の扱いとなること

本検討会で決定される内容は、その電柱がNTT所有であっても電力会社所有であっても、分け隔てなく同様の扱いとなる必要があります。